

次期水資源開発基本計画策定の考え方(案)

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部



目次

新たな水資源開発基本計画の策定

リスク管理型の「水の安定供給」に向けた計画の抜本見直し P. 2

水資源開発水系の概況

産業の発展・人口の集中 P. 3

新たな水資源開発基本計画のあり方

水供給を巡るリスクに対応するための計画 P. 4

水供給の安全度を総合的に確保するための計画 P. 5

既存施設の有効活用を基本戦略とする計画 P. 6

ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保 P. 7

計画を策定する上での留意点

危機時において必要な水を確保するための施策の展開 P. 8

水供給の安全度を確保するための施策の展開 P. 9

水需給バランスの評価 P.10

改築事業の包括的な掲上 P.11

水循環政策との整合 P.12

新たな水資源開発基本計画の策定

リスク管理型の「水の安定供給」に向けた計画の抜本見直し

○水資源開発基本計画

- ・ 水資源開発促進法に基づいて指定された7水系（利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）において『水資源の総合的な開発及び利用の合理化』の基本となるべき計画
- ・ 現行計画は、吉野川水系は平成22年度、その他の水系は平成27年度を目途として水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を記載

水資源を巡って顕在化している課題

- ・ 大規模災害や事故、水質障害、テロ等に対する水インフラの脆弱性
- ・ 急速に進行する水インフラの老朽化に伴う事故による断水などのリスク
- ・ 地球温暖化に伴う気候変動による渇水リスク 等

背 景

- ・ 東日本大震災や、平成28年4月14日に発生した熊本地震などで、水道施設や農業水利施設などに甚大な被害が発生
- ・ 水インフラの老朽化による破損に伴う陥没事故等が各地で発生している。
- ・ 平成25年の全国的な渇水。平成28年にも、関東地方及び四国地方をはじめとする全国の広い範囲で渇水が発生。

『今後の水資源政策のあり方について(答申)』

【基本理念】

安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す

【改革のポイント】

①低頻度・高リスクへの対応

地震等大規模災害や危機的な渇水等の発生時に最低限必要な水を確保

②国民の視点に立った重層的展開

水インフラの老朽化対策 など

需要主導型の「水資源開発の促進」から

リスク管理型の「水の安定供給」へ

新たな計画の策定

水資源開発水系においてリスク管理型の水の安定供給を実現するために、増加する水需要に対して供給力の増強を図ることを目指してきた従来のフルプランを抜本的に見直し。

水資源開発水系の概況

産業の発展・人口の集中

○現状認識

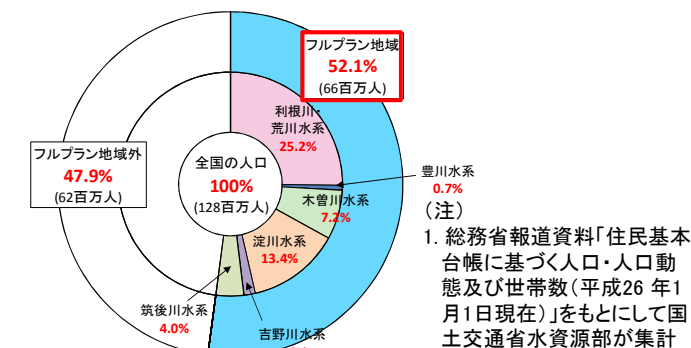
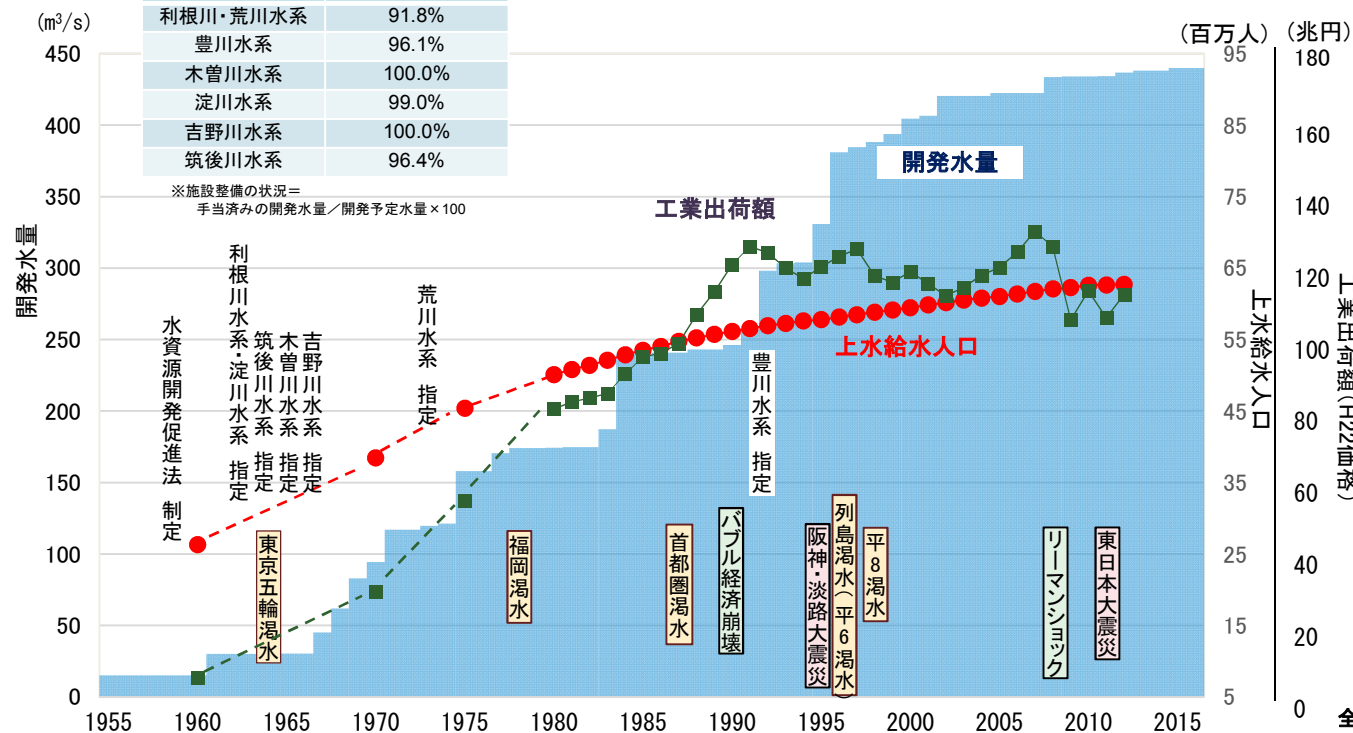
- ・ 全国の7つの水資源開発水系において、累次の水資源開発基本計画のもとで総合的な水資源の開発を推進。
- ・ 水資源開発水系では多くの水資源開発施設の整備が進展。現行計画で予定した開発水量がおおむね確保される見通し。
- ・ 水資源開発水系における製造品出荷額と人口は全国の約5割。全国の都市用水の約5割を水資源開発水系で使用。

施設整備の状況(水源施設):平成27年度末時点

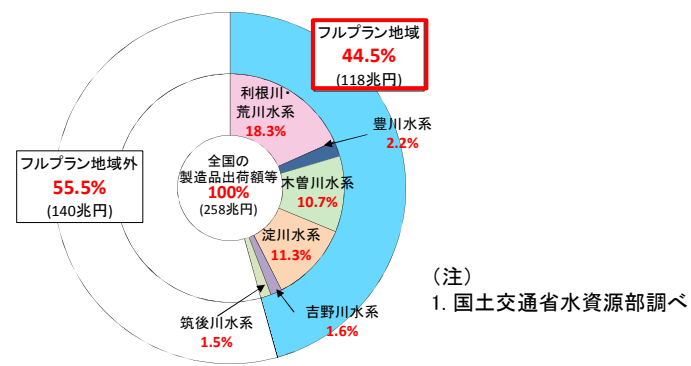
水系	施設整備の状況
利根川・荒川水系	91.8%
豊川水系	96.1%
木曾川水系	100.0%
淀川水系	99.0%
吉野川水系	100.0%
筑後川水系	96.4%

※施設整備の状況＝
手当済みの開発水量／開発予定水量×100

水資源開発水系における開発水量・給水人口・工業出荷額の推移



全国の人口に占めるフルプラン地域の比率(2014年)



全国の製造品出荷額に占めるフルプラン地域の比率(2012年)

水の安定供給の必要性

水資源開発水系は我が国の社会経済で重要な役割を担う地域であり「水の安定供給」は引き続き重要な課題

新たな水資源開発基本計画のあり方①

水供給を巡るリスクに対応するための計画

○現状認識

- ・ 東日本大震災、平成27年関東・東北豪雨及び熊本地震などの災害では、水インフラの脆弱性が明らかに。
- ・ 水インフラの老朽化が進行し、施設の破損等による漏水や陥没事故等が各地で発生している。
- ・ 地球温暖化の影響で、豪雨による河川氾濫、高潮による大規模浸水などによって水供給が停止するおそれ。
- ・ 気候変動による異常少雨の発生などにより渇水リスクが高まり、水源が枯渇する危機的な渇水のおそれ。

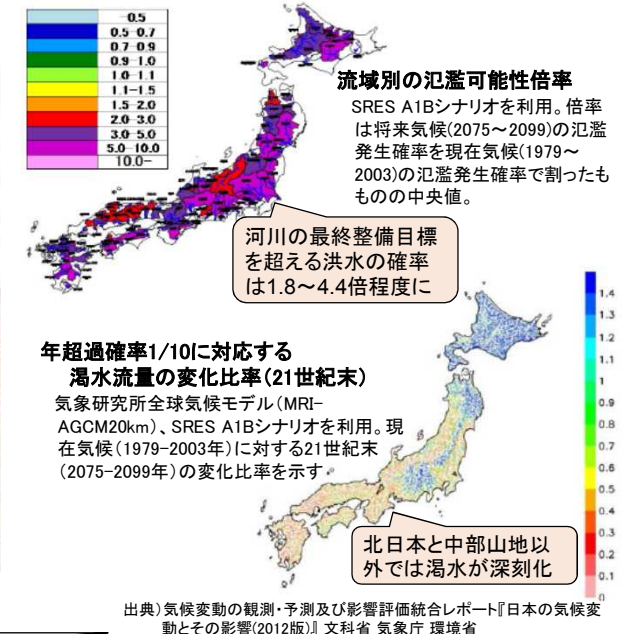
大規模地震等による被害状況

災害等名称	発生年月	被災地	被害内容
阪神・淡路大震災 (M7.3 震度7)	H7.1	兵庫県ほか	施設被害: 9府県81水道 断水戸数: 約130万戸 断水日数: 最大90日
新潟県中越沖地震 (M6.8 震度6強)	H19.7	新潟県ほか	施設被害: 2県9市町村 断水戸数: 約59,000戸 断水日数: 最大20日
東日本大震災 (M9.0 震度7)	H23.3	岩手県、宮城県、福島県ほか	施設被害: 19都道府県264水道 断水戸数: 257万戸 断水日数: 最大約5ヶ月 (津波被災地区等を除く)
新潟・福島豪雨	H23.7	新潟県ほか	施設被害: 2県15市町村 断水戸数: 50,000戸 断水日数: 最大68日
平成23年台風第12号	H23.9	和歌山県、三重県、奈良県ほか	施設被害: 13府県 断水戸数: 約54,000戸 断水日数: 最大26日 (全戸避難地区除く)
平成27年関東・東北豪雨	H27.9	宮城県、福島県、茨城県、栃木県	施設被害: 4県12水道 断水戸数: 26,667戸 断水日数: 最大11日
熊本地震 (M7.3 震度7)	H28.4	熊本県・大分県ほか	施設被害: 7県34市町村 断水戸数: 445,857戸 断水日数: 最大約1ヶ月

施設老朽化による被害状況



気候変動による影響の将来予測



水供給に影響が大きいリスクへの対応

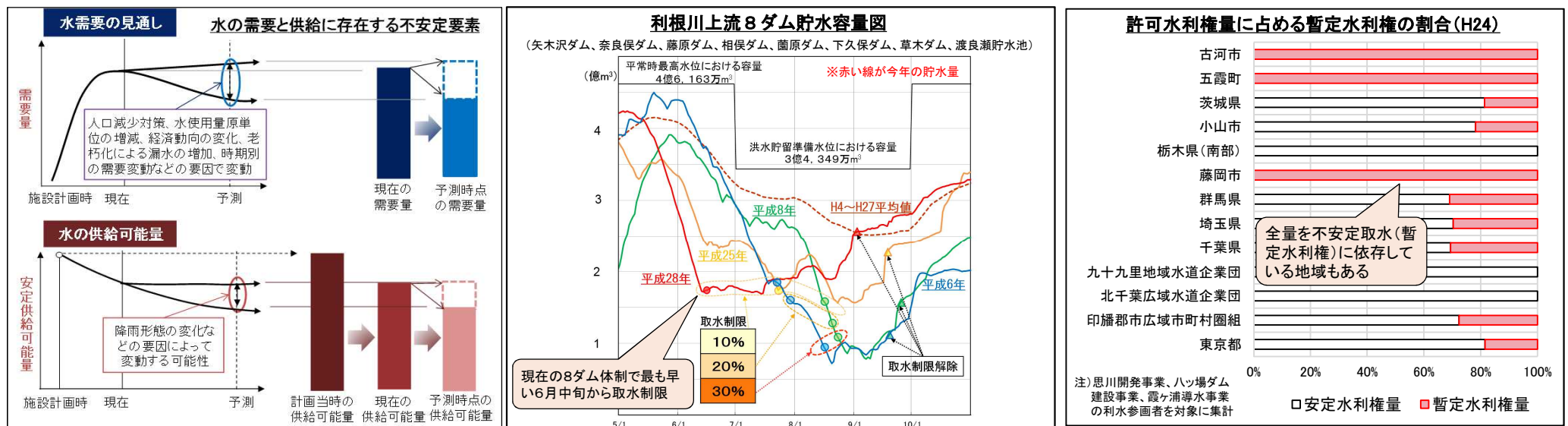
これまで水需給バランスの確保に向けて供給量の増大を目指してきたことに加えて、地震等の大規模災害等、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、気候変動による深刻な事象(洪水・高潮等)、危機的な渇水など発生頻度は低いが水供給に影響の大きいリスクに対して最低限必要な水を確保することを新たな供給の目標にすべきではないか。

新たな水資源開発基本計画のあり方②

水供給の安全度を総合的に確保するための計画

○現状認識

- ・ 水資源開発が進展する一方で、用水需要の増加はおおむね終息。水系全体で見れば水供給の安全度は向上。
- ・ しかし、水資源開発水系では現在も渇水が発生。平成28年の利根川水系では、過去最も早い時期から取水を制限。
- ・ 同じ水系でも、河川毎、個別の施設毎、利水者毎に見れば水供給の安全度は一様ではない。
- ・ 水資源を巡っては需要と供給の両面に不安定要素が存在。需要見通しは人口や経済動向などにより変動する。供給可能量は降水量の変動幅の増大などによって低下しており、気候変動の影響によってさらに変動する可能性がある。



水需給バランスの総合的な点検

需要と供給の両面に存在する不安定要素を考慮して水需給バランスを総合的に評価するとともに、水需給バランスについては定期的に点検すべきではないか。

定量的な供給目標の必要性

水系全体で見れば水需給バランスが確保されつつある現状を踏まえれば、新たな水資源開発を必要とする「定量的な供給目標量」を設定する必要はないのではないかな。

地域の実情に即した安定的な水利用

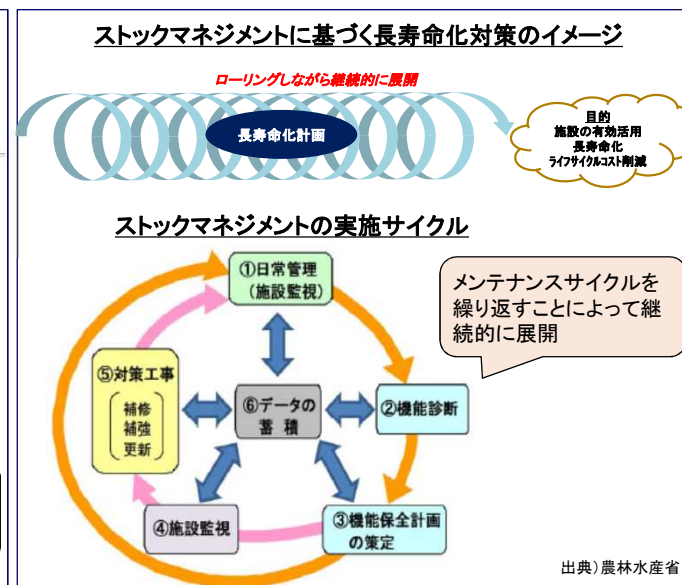
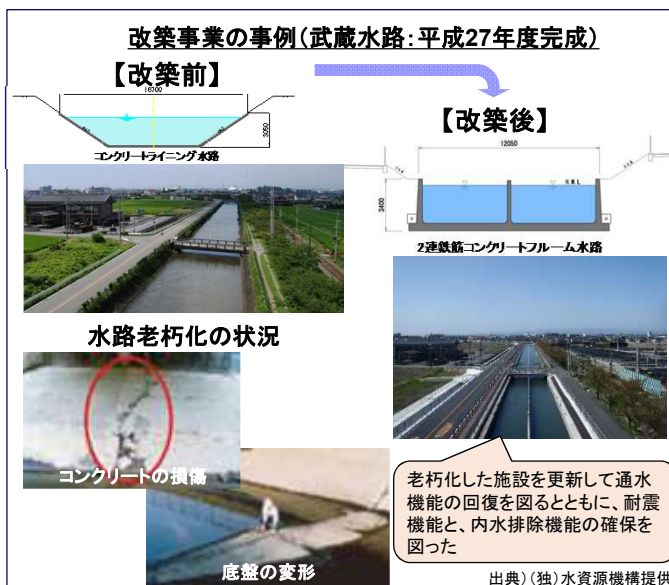
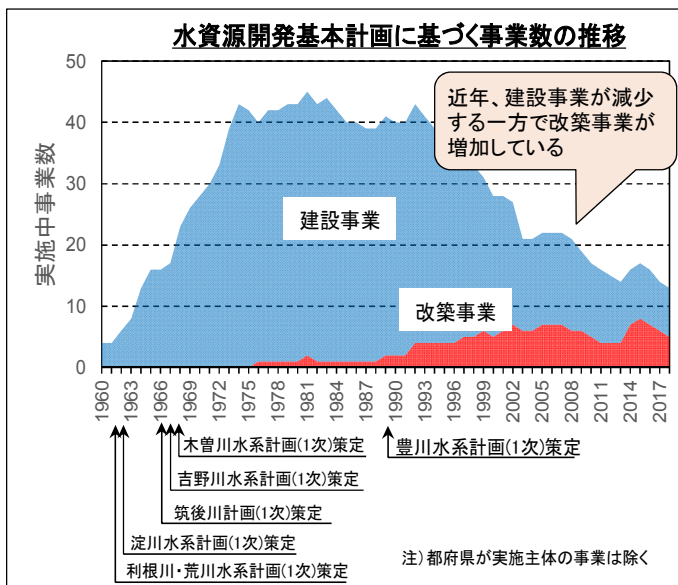
依然として渇水や不安定取水などが残る状況等を踏まえ、「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進するべきではないか。

新たな水資源開発基本計画のあり方③

既存施設の徹底活用を基本戦略とする計画

○現状認識

- ・ 水資源開発施設等の老朽化に伴い既存施設の改築事業が増加。平成に入ってから13事業に着手。
- ・ 老朽化対策に併せて耐震化や二重化などを図る事例もあるが、取組状況は地域によってまちまち。
- ・ 長寿命化対策は、ストックマネジメントの考え方に基づくメンテナンスサイクルを構築してそれを繰り返す行為。目標年度を設定して施設を建設する水資源開発とは進め方が違う。
- ・ 改築事業の掲上にあたり審議会の意見聴取や閣議決定等の手続きを要することについて、簡素化を求める意見も。



既存施設の徹底活用

施設の老朽化が進む中、限られた財源で長寿命化対策を計画的に進めながら大規模災害等の危機時も含めて水の供給を確保していくために、既存施設の徹底活用を施設整備の基本戦略にすべきではないか。

改築事業群の包括的な掲上

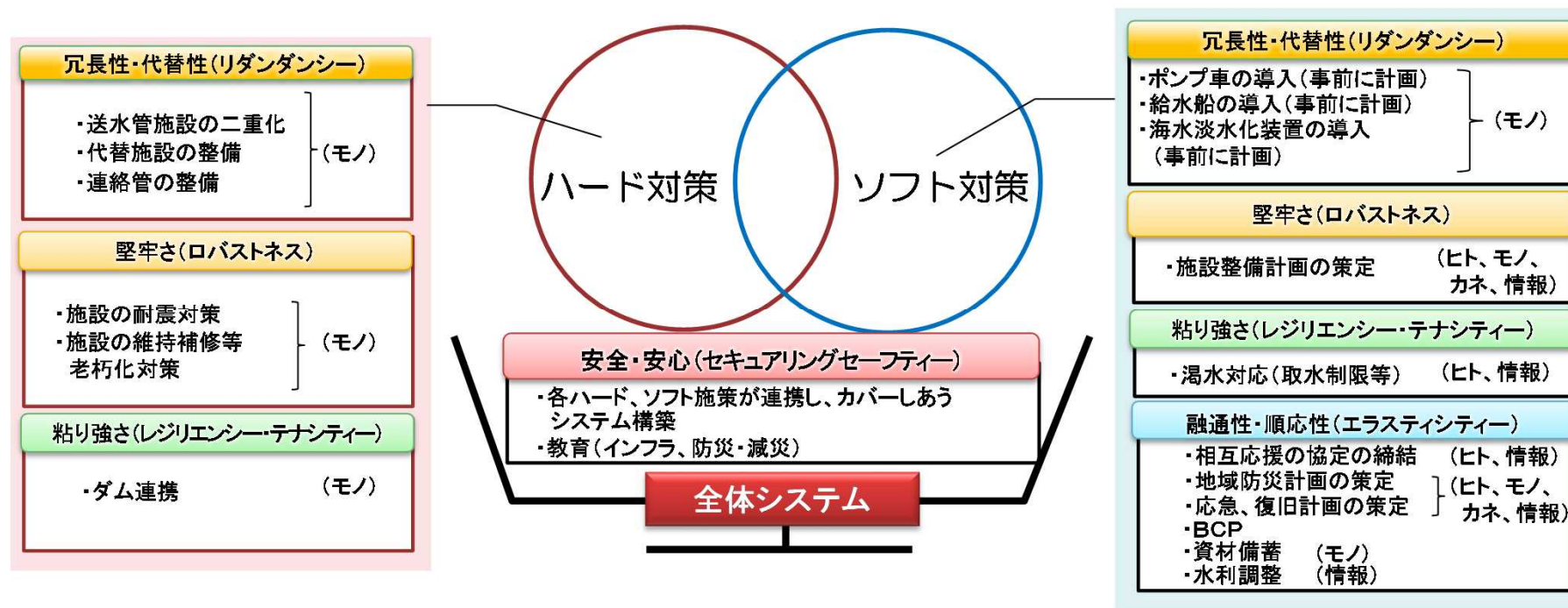
既存施設の長寿命化対策を機動的に展開するため、各改築事業を水資源開発基本計画へ個別に掲上するのではなく、今後予定される改築事業群を包括的に掲上することなどについて検討するべきではないか。

新たな水資源開発基本計画のあり方④

ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保

○現状認識

- ・これまでの水資源政策では、水需給バランスの確保を図るため、ハードとソフトの両面から個別対策を推進。
- ・東日本大震災などでは、システムの一部で不具合が生じてシステム全体が機能不全・麻痺・途絶に陥る経験。
- ・「国土強靱化基本計画」など政府の取組では、ライフラインの機能確保のため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進。
- ・「気候変動の影響への適応計画」では、渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）の作成を促進。



ハード対策とソフト対策の一体的推進

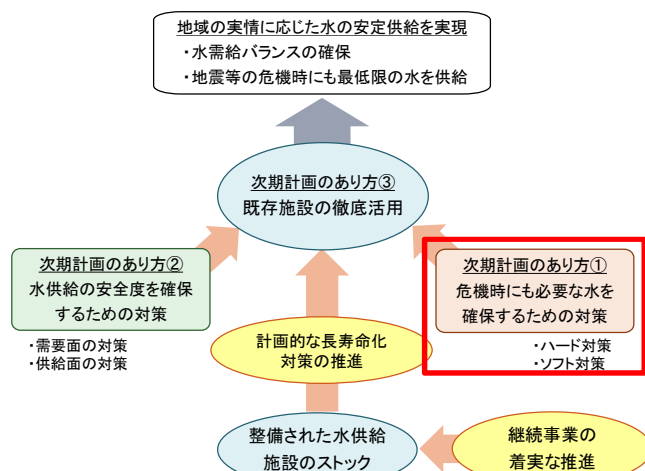
水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保するため、既存施設の徹底活用によるハード対策と合わせて必要なソフト対策を一体的に推進すべきではないか。

計画を策定する上での留意点①

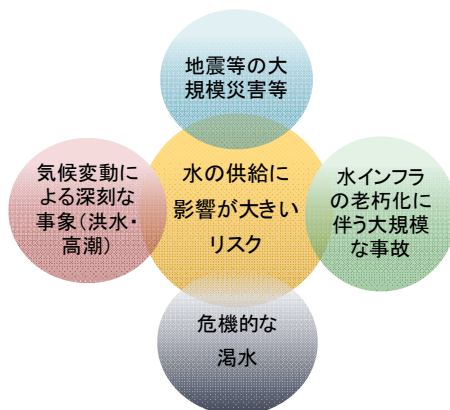
危機時において必要な水を確保するための施策の展開

- 大規模災害等の危機時において最低限必要な水を確保するためには、下記に例示するハード対策とソフト対策を組み合わせる効果的な施策の展開を検討するよう留意する必要があるのではないか。

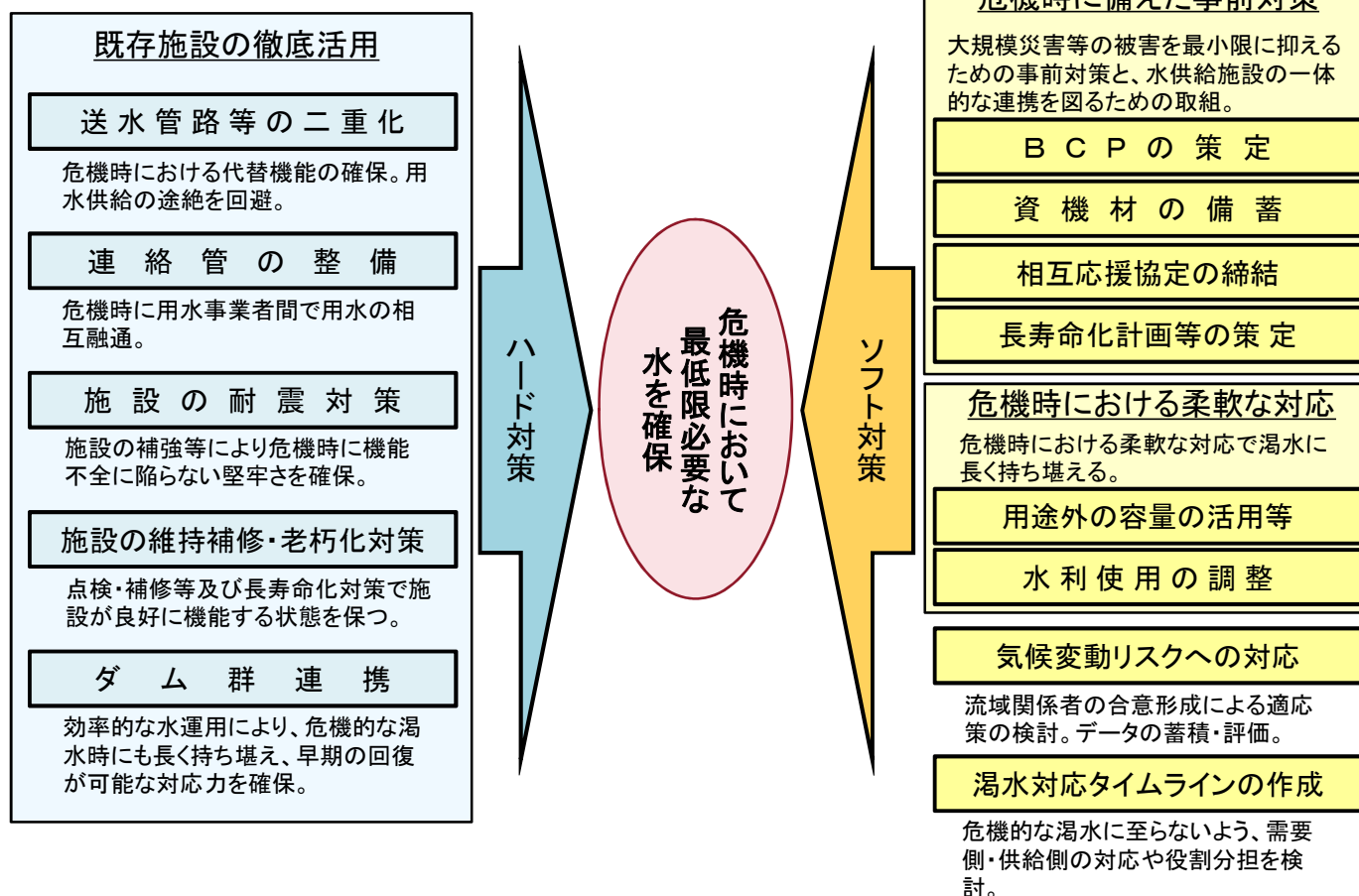
新しい水資源政策のイメージ図



水供給に影響が大きいリスク



危機時における水の確保のための施策体系

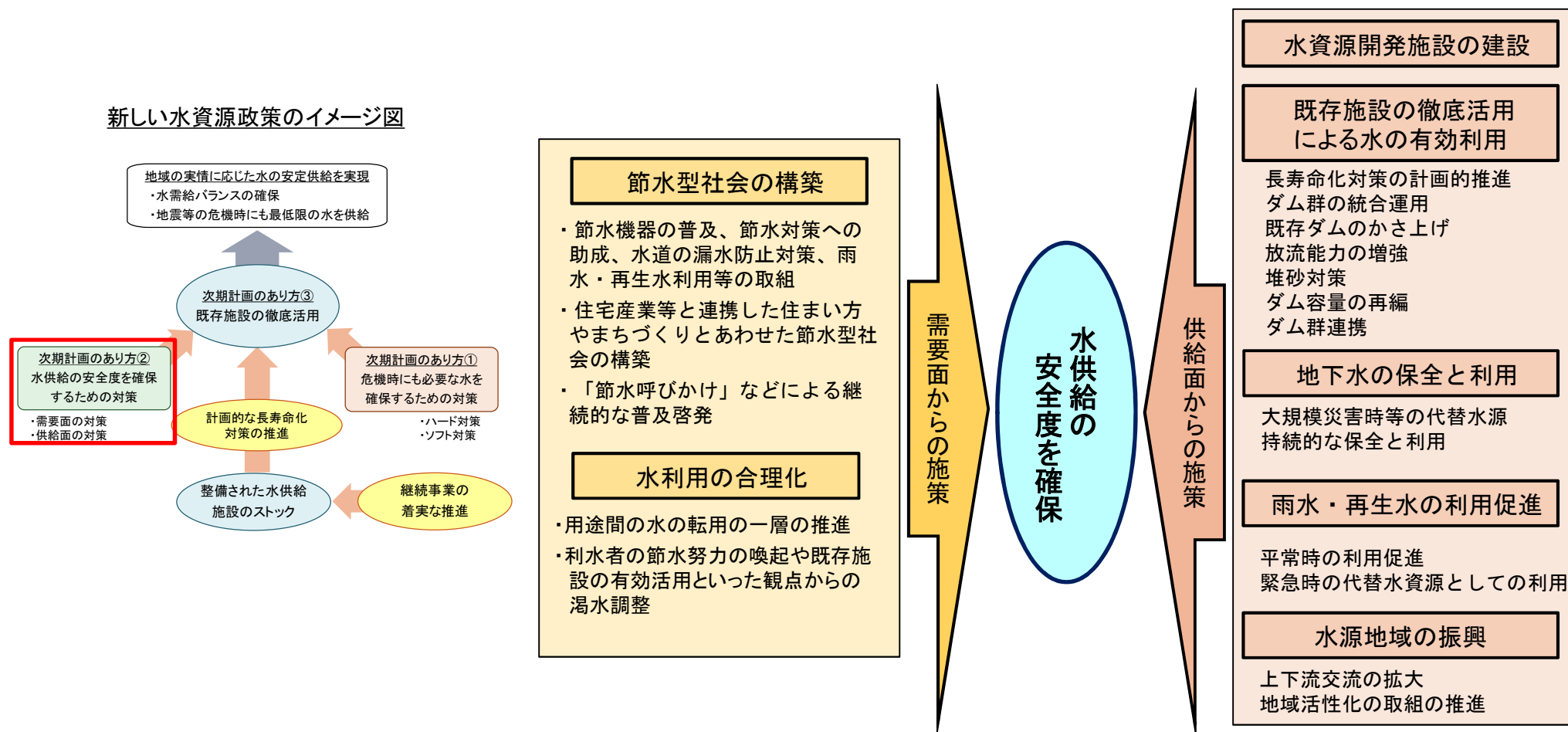


計画を策定する上での留意点②

水供給の安全度を確保するための施策の展開

- 地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にするためには、需要と供給の両面から下記に例示する各種施策の総合的な展開を検討するよう留意する必要があるのではないか。

水供給の安全度を確保するための施策の展開



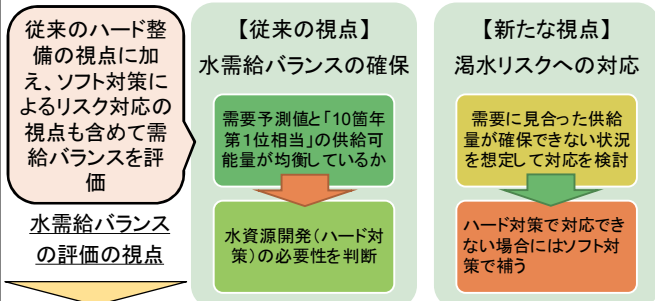
計画を策定する上での留意点③

水需給バランスの評価

- 水の需要と供給の両面に不安定要素が存在することを踏まえ、リスク管理の観点で水需給バランスを総合的に評価するためには、需要予測と供給可能量の点検において以下の点に留意する必要があるのではないか。

リスク管理の観点による評価の考え方

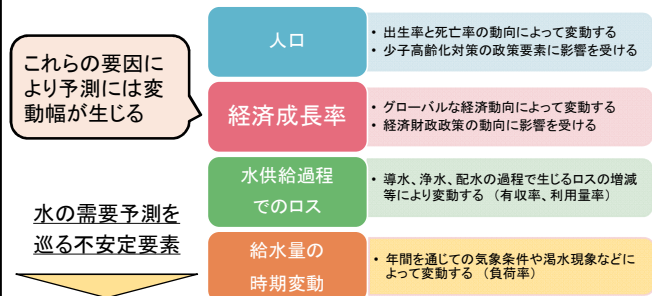
- ・水の安定供給に向けたリスク管理のため、渇水リスクへの対応の視点で需給バランスを評価する必要。



既往最大級の渇水年も含め、渇水リスクを幅広く想定して評価を行うべきではないか

都市用水における需要の変動要因

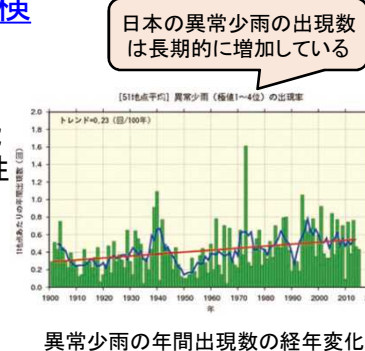
- ・需要予測には、社会経済情勢等の不安定要素と水の供給過程で生じる不安定要素が存在する。



各種要因によって生じる変動幅を予め考慮して需要予測を行うべきではないか

供給可能量の点検

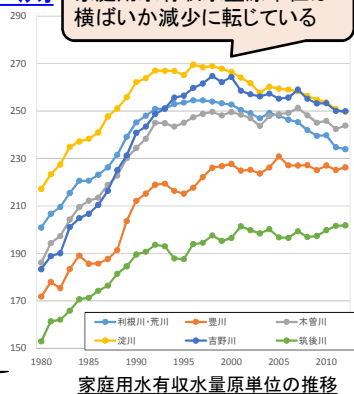
- ・河川の渇水流量は減少しており、将来はさらに減少する(供給能力が低下する)可能性がある。
- ・将来の厳しい河川流況を正確に予測して供給可能量に反映する科学的知見は十分ではない。



将来の河川流量の見通し等を総合的に考慮して供給可能量を算定すべきではないか

水道用水の需要予測

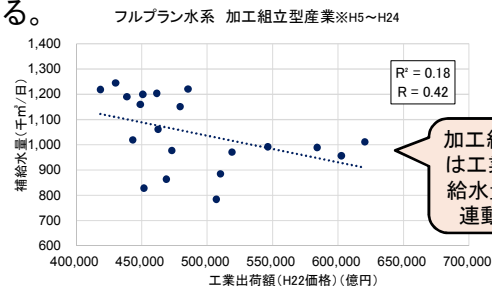
- ・おおむね家庭用水の増加は終息して横ばい若しくは減少に転じている。
- ・家庭用水有収水量原単位には、节水機器の普及、世帯構造や生活習慣の変化などの増減要因がある。



家庭用水使用水量原単位の新たな増減要因を踏まえて推計手法を検討

工業用水の需要予測

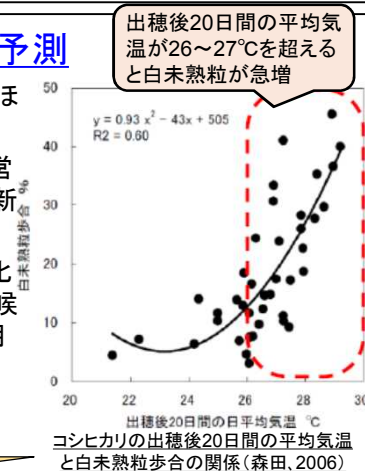
- ・水の回収率が高い一部の業種においては、工業出荷額と工業用水補給水量の連動性が低下している。



工業出荷額と補給水量の連動性を分析した上で推計手法を検討

農業用水の需要予測

- ・水田かんがい用水量はほぼ横ばい傾向。
- ・農業用水の需要量は、営農形態の変化等に伴う新たな必要量を算出する。
- ・今後、水稻品種の多様化や営農形態の変化、気候変動の影響等により、用水量の増加やかんがい期間が変動する可能性がある。

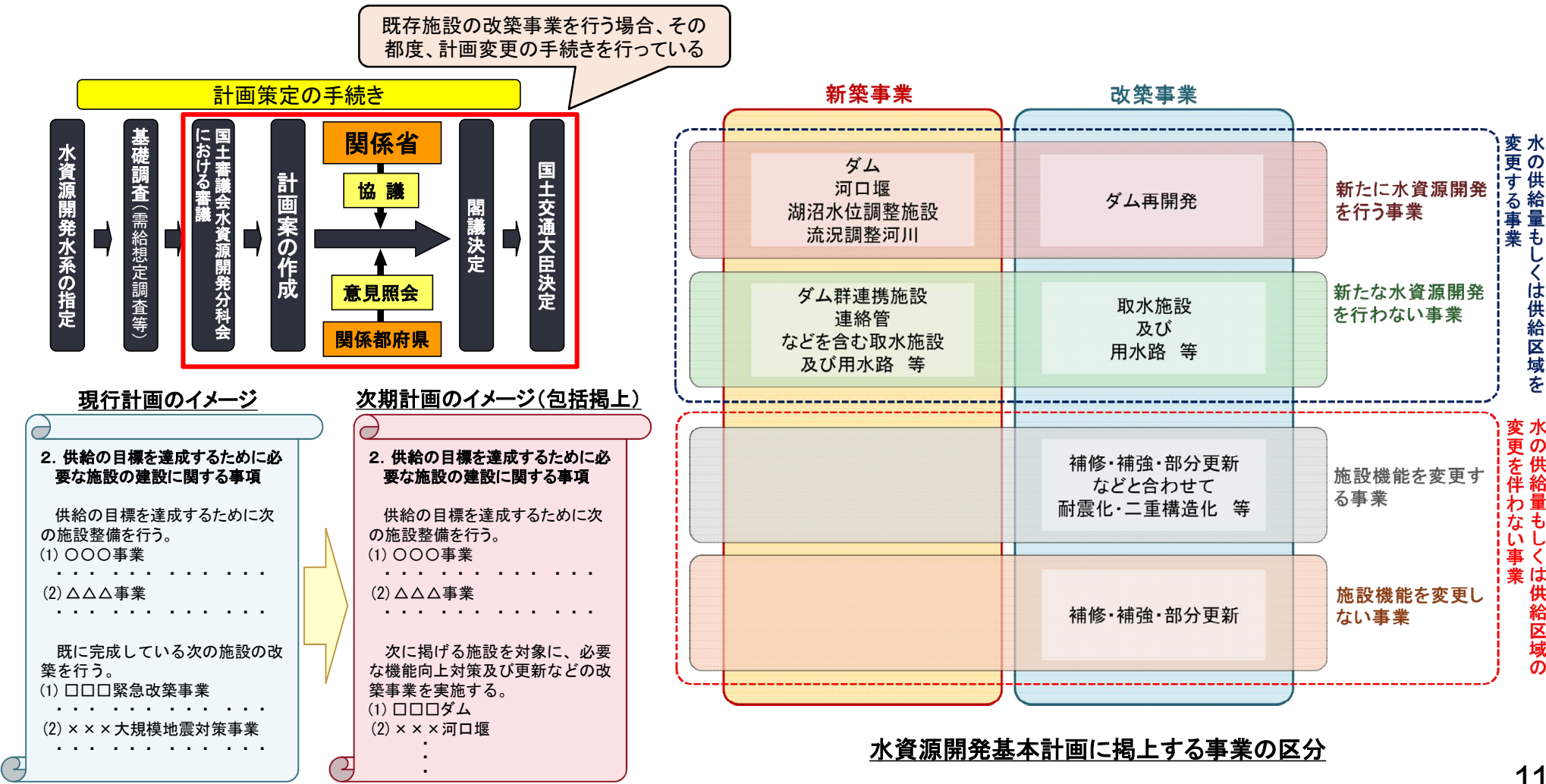


営農形態の変化や高温障害対策等による水需要の変化に留意して需要量を検討

計画を策定する上での留意点④

改築事業の包括的な掲上

- 改築事業の包括掲上を検討するにあたっては、水資源開発基本計画に掲上して実施される各事業の目的や内容を踏まえ、長寿命化対策の機動的展開を図る観点のほか、事業の必要性等に関する審査機能の確保や行政手続きとしての透明性確保等の観点も考慮して、計画のあり方を総合的に検討するよう留意する必要があるのではないか。



計画を策定する上での留意点⑤

水循環政策との整合

- 平成27年（2015年）7月に閣議決定された水循環基本計画と整合を図りつつ、水利用の過程において流域を俯瞰した総合的な対応を行い、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の計画的な推進に資するよう留意する必要があるのではないか。

今後の水資源政策

（健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会）

流域における健全な水循環の維持又は回復

- ・水利用の過程において、流域全体を俯瞰し、水量と水質、生態系、平常に加えて緊急時等を考慮した総合的な対応
- ・各地域で進められている健全な水循環の維持に向けた取組について、参考知見を国がとりまとめ、全国で共有し、関係機関等の連携を促進
- ・水循環基本計画の内容と整合を図りつつ取組を推進。

低炭素社会に向けた取組

- ・各水系の状況を踏まえつつ、小水力発電を含む水力発電について取組を促進。
- ・できるだけ自然流下を活用した水供給システムとするための施設配置の工夫
- ・水処理過程を中心とした省エネルギー化を推進、温室効果ガスの排出を削減
- ・低炭素社会に資する資源の有効利用を計画的に促進

水環境・生態系の保全・再生

- ・水利用の過程において、人と多様な水生生物等の共生により豊かな生物多様性を保全

流域を俯瞰した総合的対応

水循環基本計画で提案

健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組み

流域マネジメント

- ・「流域水循環協議会」を設置
- ・「流域水循環計画」を策定
- ・計画に基づき、水循環に関する施策を推進

○水循環に関する課題の例



<水循環>

水が蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること



<健全な水循環>

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環